

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請について

令和8・9・10年度における日本赤十字社福井県支部の物品製造、建設工事等にかかる一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について、次のとおり公示する。

令和8年2月1日

日本赤十字社福井県支部 事務局長

第1 業種及び調達物品等の種類

競争入札参加資格を得ようとする者の業種及び調達物品等の種類は、別表1のとおりとする。

第2 競争入札に参加することができない者

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- 4 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (6) 競争に参加する者に必要な資格の審査に当たり、虚偽の申請をした者
 - (7) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 5 次の各号の一に該当する者
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して認められる者。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直

接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

6 前三項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者は競争入札に参加することができない。

第3 競争入札参加の資格審査

1 競争入札に参加しようとする者の資格審査は、以下のとおり行う。

(1) 物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受け：別表2の1により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(2) 設計・測量：別表2の2により項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(3) 建設工事：経営事項審査結果通知書にかかる「建設工事の種類」の総合評定値に基づき行う。

2 競争入札に参加できる者の資格は、前項の付与数値により別表3の区分に基づいて格付けする。

第4 競争参加資格審査の申請

1 「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書」の受付

受付は全て隨時受付とし、この公示をする日から令和11年3月31日までとするが、資格を認定した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に参加できない場合があること。

2 申請に必要な書類

(1) 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

(2) 営業経歴書

会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所の所在状況についての記載を含んだ書類であれば会社案内（パンフレット等）でも可とすること。

(3) 法人又は個人を証明する書類

ア 法人：履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行から3ヵ月以内）

イ 個人：申請者本人の住民票（発行から3ヵ月以内）及び身分証明書

(4) 財務状況を証明する書類

ア 法人：財務諸表（申請日から直近の1ヵ年分）

イ 個人：営業用純資本額に関する書類及び収支計算書

(5) 納税状況を証明する書類

ア 法人：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 様式その3の3（発行から3ヵ月以内）

イ 個人：申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書 様式その3の2（発行から3ヵ月以内）

- (6) 印鑑証明書（発行から3ヵ月以内）
- (7) 直近の経営事項審査結果通知書
総合工事及び専門工事の申請をする場合のみ提出すること。
- (8) 返信用封筒
 - ア 長さ14～23.5cm幅9～12cmの封筒を使用すること。
 - イ 宛先を記入し、所定料金を貼りつけること。
- (9) その他証明資料等
 - ア 希望する業種で、営業にあたっての許可・認可等が義務付けられている場合は、その許可証等の写し等を併せて添付すること。
 - イ 行政書士や他の法人等の代理人が申請手続きを行う場合、委任状（様式は自由とし、委任者、受任者及び委任の内容並びに期間が明記されているもの）を添付すること。
 - ウ その他、審査に必要となった書類を追加で提出させる場合があること。書類の追加依頼があった場合は速やかに応じるとともに、提出方法については、次項によるものほか、個別に指示があった場合はそれに従うこと。

3 申請書の提出方法

必要書類を同封のうえ、以下の送付先に提出すること。持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く9時から17時（12時から13時を除く）とし、郵送の場合は追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）で郵送すること。なお、添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可とすること。

＜送付先＞

宛 先：〒918-8011 福井市月見2丁目番1号
宛 名：日本赤十字社福井県支部 総務課
電 話：0776-36-3640

第5 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知（郵送）すること。

第6 資格の有効期間

この公示に基づき、資格を認定した日から令和11年3月31日までとする。

第7 資格の取り消し

- 1 競争入札参加資格者が、第2に該当した場合若しくはその疑いがある場合、又は競争入札参加資格申請に虚偽がある場合若しくはその疑いがある場合は、事実を調査し、競争入札参加資格者として不適当であると認めた場合は、その参加資格を取り消す。
- 2 競争入札参加資格者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その参加資格を取り消すことがある。

第8 その他

1 申請内容の変更

有資格者が、次の事項に変更があった場合には、「一般競争（指名競争）入札参加資格審査

申請書変更届」を提出すること。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者名
- (3) 住所（電話番号・FAX番号）等
- (4) 希望する資格の種類

2 会社更生法及び民事再生法に基づく更生手続開始の決定等を受けた者の手続

有資格者が、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、次に掲げる書類を添えて提出すること。

- (1) 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書
- (2) 「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書変更届」（変更がある場合）

3 合併・分社・廃業等の場合の手続

有資格者に合併・分社・廃業等があった場合は、日本赤十字社福井県支部総務課へ速やかに連絡すること。

4 資格審査結果通知書の再発行

紛失による再発行依頼については、日本赤十字社福井県支部総務課に連絡すること。

第9 留意事項

本参加資格は、日本赤十字社福井県支部が実施する競争入札において有効であること。ただし、競争入札により、別の指示がある場合を除くこと。